

富山短期大学付属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山短期大学付属図書館運営規程第6条の規定に基づき、付属図書館（以下「図書館」という。）の利用について定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学園職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）
- (2) 本学園の大学及び短大の学生(科目等履修生及びこれに準ずる者を含む。以下同じ。)
- (3) 本学の卒業生
- (4) 調査・研究を目的とする富山県内在住または在学・在勤者で、18歳以上の者
- (5) 付属図書館長（以下「館長」という。）が特に許可した者

(開館時間・休館日)

第3条 開館時間及び休館日は次に掲げるとおりとする。

(1) 開館時間

午前8時30分から午後7時まで

ただし、9月と3月の授業のない日は午後5時までとする。

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間の変更又は臨時に休館することができる。

(図書館資料の利用)

第4条 図書館資料（以下「資料」という。）の利用については、館内利用および館外利用と2種とする。

2 前項の資料は、一般図書、参考図書、記録、逐次刊行物、情報資料、芸術的資料、マイクロ・フォト資料、視聴覚資料、特殊コレクション及び館長が必要と認めたものとする。

(館内利用)

第5条 利用者は、館内において資料を自由に利用することができる。ただし、利用を終えた資料は正確にもとの位置に返さなければならない。

(館外利用)

第6条 利用者は、館外で利用しようとするときは、その資料に「学生証」を添えて係員に提出するものとする。

2 館外貸出の資料は他人に転貸してはならない。

(貸出冊数・期間)

第7条 学生に対する館外貸出冊数は5冊以内とし、期間は2週間以内とする。ただし、貸出期限が夏季及び冬季休業期間（授業のない期間）になる場合は休業明けまでとする。

2 職員に対する館外貸出冊数は原則として10冊以内とし、期間は1カ月以内とする。ただし事情によっては期間内であっても返却を求めることがある。

3 館長が特に許可した者に対する館外貸出冊数及び期間は、館長が定めるものとする。

(延長)

第8条 利用者は、貸出期間の延長を希望するときは、返却期日までに一旦その資料を持参し、

あらためて館外貸出の手続きをとらなければならない。ただし、事情によっては再貸出を認めないことがある。

(館外貸出禁止資料)

第9条 資料のうち次に掲げるものは館外貸出を認めないものとする。ただし、第4号を除き館長が特に許可した場合はこの限りではない。

- (1) 貴重図書
- (2) 国立国会図書館から借用した資料
- (3) その他館長において貸出不適当と認めたもの
(長期貸出)

第10条 研究室などにおいて特に必要がある場合は、借受責任者を定めて資料を長期にわたり利用することができる。ただし、事情によっては期間内であっても借受責任者に対しその返却を求めることがある。

2 前項の規定により借受けた後、転退職などにより借受責任者に変更を生じたときは、その研究室などにおいて後任責任者を定め、館長に届け出なければならない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、資料を汚損、破損、又は紛失したときは、館長の指示に従い弁償の責めを負わなければならない。

(利用の停止)

第12条 利用者が、この規程に違反した行為があったときは、資料の利用を一定期間停止することがある。

(利用相談)

第13条 利用者は、次に掲げる事項について相談することができる。

- (1) 資料及び図書館の利用
- (2) 文献調査
- (3) 学術情報の調査
(複写)

第14条 本学所蔵の資料を複写しようとする者は、別に定めるところにより所定の手続きをとらなければならない。

2 資料の複写に係る著作権法上の責任は、利用申込者が負うものとする。

(相互利用)

第15条 利用者が、教育研究及び学習上、他機関の所蔵資料を閲覧、借受け又は複写しようとする場合において、館長の利用依頼を必要とするときは、所定の手続きにより申し込むものとする。

2 前項の規定により借受けた資料は、館長の指示に従い利用しなければならない。

3 他機関から本学所蔵資料の閲覧、貸出し又は複写の依頼があったときは、学内利用に支障のない範囲でこれに応ずることができる。

(館長への委任)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則 (平成4年2月13日公布)

- 1 この規程は平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により従前の富山女子短期大学附属図書館利用規程(昭和55年4月1日施行)は廃止する。

附 則（平成7年9月14日公布）

第7条第1項の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日公布）

第3条の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月19日公布）

第2条の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月16日公布）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

第3条及び第7条の改正規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

第10条第1項の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年1月12日公布）

第3条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第2条3の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日公布）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月17日公布）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。